

令和5年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和5年6月2日（金）13時30分～14時13分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長
消防本部総括次長 代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
(会派説明報告について (企画部))
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
 - (1) 使用料・手数料の見直し (案) について (企画部)
 - (2) 令和5年度指定管理者制度運用の手引 (案) について (総務部)
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が6月13日に開会予定である。会派説明については、5月29日から31日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日は、「市議会定例会提出議案について」関係部局から説明をしていただき、会派説明をした企画部からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。次に、連絡事項として、企画部から「使用料・手数料の見直し (案)」について、総務部から「令和5年度指定管理者制度運用の手引 (案)」について、連絡していただく。

その他連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、14時30分に終了することを目標とする。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

(会派説明報告について (企画部))

| | |
|------|--|
| 市長 | <p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、企画部、上下水道局、総務部、福祉部、建設部、消防本部の順番で説明をお願いします。また、企画部には、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。</p> |
| 企画部長 | <p>企画部からは、報告2件、予算議案1件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>議案書の3ページから4ページ、報告第13号「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている都市計画策定費など5事業の継続費繰越計算書の報告で、令和4年度予算額の未執行額を令和5年度へ逡次繰越したものである。</p> <p>次に、議案書の9ページから11ページ、報告第16号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、一般会計における端出場水力発電所整備事業、宇高西筋線改良事業など35事業において、国の令和4年度補正予算に対応したこと及び関係機関との調整等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を令和5年度に繰越したものである。</p> <p>次に、議案第39号「令和5年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)」については、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業、国・県等からの補助内示があった事業等を補正するもので、市民サービス向上事業費、私立保育所等施設整備事業のほか、エネルギー地産地消推進事業費等について予算措置するもので、今回の補正は、6億5,755万3千円の追加である。なお、補正内容については、会派説明資料(6月補正予算案の概要)のとおりである。</p> <p>引き続き、補正予算関係の会派説明の結果を報告する。</p> <p>まず、<u>私立保育所等施設整備事業</u>では、金子校区に新設する予定の保育所は地元の了承を得ているのか。3園とも今年度中に完成するのか。市内の保育所の耐震性はどうなっているのか。</p> <p><u>エネルギー地産地消推進事業</u>では、以前に同じような事業があったかと思うが、新規事業なのか。どの程度の件数を見込んでいるのか。国はこの事業を継続していくのか。駆け込みによる申請等で予算が少なくなってきた場合、市民や事業者への周知は考えているのか。補助上限を5Kwとしている根拠は。</p> |

市民サービス向上事業では、マイナンバーカードを持っている人と持っていない人とでは、受けるサービスに開きが出てくるのではないかと懸念されている。全国で同様の事業を実施すると思われるが、全国共通のシステムはないのか。書かないワンストップ窓口や行政手続きのオンライン化を実施することで、窓口の状況や職員数がどう変化するか。職員数を減らせる等の効果はあるのか。

健康プログラム事業では、マイナンバーとの連携によって健康アプリの利用者が増加し、付与するあかがねポイントが不足した場合はどう対応するか。

災害時避難所チェックイン管理システム構築事業費では、避難する住民がマイナンバーカードを持参していない場合もチェックインは可能か。災害時以外は活用しないのか。防災訓練などでも活用を考えているのか。マイナンバーカードから読み取られた情報は、誰がどのようにして閲覧することができるのか。

図書館デジタル化推進事業費では、現在の図書館カードは今後も使用できるのか。といった意見が出された。

上下水道局長

上下水道局からは、報告4件について説明する。

まず、議案書の5ページから8ページまで、報告第14号及び第15号「継続費繰越計算書の報告」については、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている「工業用水道施設強靱化事業」及び「下水処理場改築事業（その3）」に係る「継続費繰越計算書」の報告で、令和4年度予算額の未執行額を今年度へ逐次繰越したものである。

次に、議案書12ページから15ページまで、報告第17号及び第18号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、関連工事の遅延等から事業費の一部を本年度へ繰越したものである。

総務部長

総務部から、追加提出予定を含め、議案3件について、説明する。

まず、議案書の16ページから21ページまで、議案第35号「工事請負契約について」は、「令和5年度清掃センター定期点検整備工事」である。内容は、新居浜市清掃センターの施設の安定稼働のため定期点検整備を行うもので、2億7,280万円で、「日鉄環境エネルギーソリューション株式会社」と随意契約を締結し

ようとするものである。

次に、追加提出予定の議案 2 件のうち、1 の「財産の取得について」は、「学校給食センター蒸気式消毒保管機一式」を取得しようとするもの、2 の「新居浜市農業委員会の委員の任命について」は、任期満了に伴い、新たな委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは議案第 3 6 号について説明する。

議案書の 2 2 ページ、2 3 ページ、議案第 3 6 号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所保育指針の主務大臣が改められたことにより引用する箇所のある 2 つの条例の条文を整備するものである。具体的には、「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第 1 5 条第 1 項第 4 号及び第 4 4 条において、また、「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 2 5 条において、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものである。この条例は、公布の日から施行することとしている。なお、本議案については、主務大臣が改められたことに対する所要の条文整備のみであるため、部長補足は予定していない。

建設部長

建設部からは、議案書の 2 4 ページ、議案第 3 7 号、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」について説明する。

本議案は、老朽化に伴い、岸の上（上）団地を廃止するため「新居浜市市営住宅条例」の一部を改正しようとするものである。改正の内容としては、別表中の岸の上（上）団地を削除するものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

消防本部総括次
長

議案書の 2 5 ページから 2 7 ページまで、議案第 3 8 号、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定」について説明する。

本議案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正等に伴い、新居浜市火災予防条例の一部を改正す

るものである。主な改正内容は2点で、まず、電気自動車に充電する急速充電設備について、これまでの規制対象は全出力の上限が200キロワット以下としていたが、カーボンニュートラルに向けた電気自動車の普及促進のため、上限を撤廃し、火災予防上必要な措置の見直しを図るものである。次に、本市火災予防条例第23条に規定する喫煙所の標識について、「健康増進法」に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は不要とするほか、禁煙、火気厳禁、喫煙所に表示する標識の図記号について、国際標準化規格、又は日本産業規格に適合するものとするを明記するものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、第11条の2の改正規定については、令和5年10月1日から施行したいと考えている。

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項

(1) 使用料・手数料の見直し(案)について (企画部)

| | |
|------|--|
| 市長 | <p>次に、本日、協議事項は無いため、連絡事項に移る。</p> <p>まず、「使用料・手数料の見直し(案)について」、企画部から説明をお願いします。</p> |
| 企画部長 | <p>使用料及び手数料の見直し(案)について説明する。</p> <p>使用料及び手数料については、特定の行政サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保し、受益と負担の適正化を図るため、定期的に見直すこととしている。そこで、前回の改定から5年以上経過したため、令和6年度からの改定に向けて、お手元の資料のとおり見直し(案)を作成した。</p> <p>まず、資料の1ページ、見直し(案)の基本的な考え方の1点目として、「受益者負担の設定」について説明する。市が提供する行政サービスについては、多岐にわたっていることから、中段及び下段の表のとおり「必需性」かつ「標準性」に着目してサービスを性質別に4つに分類し、その分類ごとに受益者負担の割合を設定した。分類ごとの受益者負担割合を賄っていない使用料・手数料については、見直しの対象とし、近隣市や類似施設の状況、市の重点施策を踏まえて検討していくことを考えている。</p> |

次に、2ページ、基本的な考え方の2点目としては、法令等の基準額に基づき決定されているもの及び近隣市等を参考に料金を設定しているもの、過去5年以内に改定または新たに設定しているもの及び直近で担当課が見直しを予定しているものについては、見直しの対象外とすることを考えている。

次に、3ページ、基本的な考え方の3点目としては、家庭系ごみの有料化及び令和6年4月から開始予定の「金融機関の窓口収納手数料有料化」に伴う有料化相当分の上乗せについては、今後の動向や担当課と協議しながら、ある程度時間をかけて検討していきたいと考えている。また、減免規定のある使用料については、年齢の引き上げや市の共催・後援の取扱い等を検討していきたいと考えている。

最後に4点目としては、定期的な見直しを実施するため、今後は4年ごとを目安に見直しを検討したいと考えている。

次に、4ページから6ページ、今まで説明した見直し（案）の基本的な考え方にに基づき、今回見直しの対象とするのは、市営球場使用料など19の使用料及びその他証明手数料など6つの手数料となる。

次に、7ページ、今後のスケジュールは、今回の庁議において見直し（案）を決定した後、担当課所室とヒアリングを実施する。その後、12月議会での上程に向けて条例改正（案）を作成し、議会にて議決をいただければ、市政だより2月号で広報し、令和6年4月からの施行予定としている。

市長

体育施設の使用料の担当部局は、企画部なのか。

企画部長

文化スポーツ局を中心に行うが、部としては企画部と記載している。

環境エネルギー
局長

6ページに「見直しの対象とする手数料（案）」とあるが、これは先ほど説明があった「時間をかけて見直しの検討を進めるもの」という捉え方でよいか。具体的には、家庭系ごみの有料化手数料についてだが、スケジュールでは条例が4月施行となっているが、これはもう少し時間がかかると思う。

企画部長

その認識で良い。他の使用料、手数料と同じスケジュールでは

| | |
|----|---|
| 市長 | <p>難しいだろうということで、今回はこのスケジュールから外している。</p> <p>他になければ、以上のことで進めるので、また企画部から通知があれば対応をお願いします。</p> |
|----|---|

(2) 令和5年度指定管理者制度運用の手引(案)について (総務部)

| | |
|---------|---|
| 市長 | <p>次に、「令和5年度指定管理者制度運用の手引(案)について」、総務部から説明をお願いします。</p> |
| 総務部長 | <p>総務部から、「令和5年度指定管理者制度運用の手引(案)」について、説明する。資料は連絡事項2-1と2-2である。</p> <p>昨年度の定期監査において、公の施設を所管する部局に対し、指定管理者制度に関する指摘があった。指摘の内容は、①事業者利益を加味した適正な指定管理料の積算、②明確な区分経理による余剰金の適正処理、③指定管理料と使用料徴収業務委託料の一元化であった。</p> <p>手引き(案)の2ページから3ページに掲載しているように、新居浜市では平成16年度のくすのき園から令和3年度の生涯学習のまち拠点施設まで、あわせて44施設について指定管理者制度を導入している。このうち、大半の28施設の指定期間が令和5年度で満了するため、令和6年度からの指定に向け、適正な制度運用を統一行的に行っていただくための指針となる「運用の手引」の改訂作業を進めている。まだ正式に決定したものではないが、ここから大きな変更はないものと考えているため、今後の事務に支障が生じないよう、本日、情報提供をさせていただいた。</p> <p>文化スポーツ局及び福祉部にはすでに提供し、それぞれ必要な確認をしているところと承知している。今後のスケジュールとしては、市政だより8月号で公募を開始し、12月議会に「指定管理者の指定」についての議案を提出することとなる。当面は8月の公募開始に間に合うように正式決定をし、全庁に周知することとあわせ、施設所管課への説明会を開催する予定としている。</p> |
| 市長 | <p>ただいまの説明に対し、何か質問は無いか。</p> |
| 環境エネルギー | <p>細かい話だが、1点要望がある。指定管理だけでもないのだが、</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 局長 | <p>施設の廃棄物処理に関する経費が計上されていないので、減免で処分できないかという相談が結構ある。指定管理であっても事業所から出る廃棄物というのは、一般廃棄物の場合は、市の清掃センターで料金を徴収しないといけないので、指定管理の積算の上ではそういったことを配慮していただきたいということをお願いする。</p> |
| 市長 | <p>今の意見はそれぞれの指定管理の担当で考慮していただくようお願いする。</p> <p>他に無ければ私から、指定管理の基本協定と単年度協定についての確認がしたい。これまでは、基本協定の中に年度ごとの金額が入っていて、その年度ごとの金額で単年度協定を結んでいた、と理解しているのだが、今後は単年度協定の金額は、その都度、前年度まで又は前々年度の決算を踏まえて結ぶというものになるという認識で良いか。</p> |
| 選挙管理委員会 事務局長（総務課長） | <p>そもそも基本協定の協定書に金額は入っていない。単年度協定には、その年度ごとの金額が入っている。基本協定に金額は入っていないが、債務負担行為は、業者が指定管理者への応募の際に提出している複数年間の見積もり金額に基づいており、その金額で単年度協定が結ばれている。</p> |
| 市長 | <p>指定管理者の募集時に業者が提案した年度割がそのまま単年度契約になるということか。</p> |
| 選挙管理委員会 事務局長（総務課長） | <p>年度割というか、候補者が応募の時点で年度ごとの予算額というのを出してきているので、指定管理者になった場合は、その金額について再度、担当課との協議で決定することになるが、大概の場合は、イコールになる。複数年での債務負担行為を上げて、正式な金額は、年度ごとに単年度協定で決めていくという形になっているはずである。</p> |
| 市長 | <p>決め方というのは、何に基づいて決めているのか。</p> |
| 選挙管理委員会 事務局長（総務課長） | <p>単年度の金額の決め方は、担当課とその指定管理者との間で、その都度協議しているはずである。</p> |

課長)

加藤副市長

積算の基礎として、実績の数字で計算しているのか、それとも計算上の数字で計算しているのか。

実績の数字となると、前年は難しいとして、前々年度の実績を基にして、当該年度分を協議しないといけない。物価や光熱費等が高騰するようなときは、事業者はその分を見てあげなければならない。

そういう作業を、担当課と事業者との間で協議しながら決めていくのか、それとも当初提案された金額に合わせて決定しているのか。

企画部長

基本的には、毎年実績で見直すべきで、実施している課所は実施していると思う。例えば、企画部のワクリエ新居浜で言うと、1年目の実績で光熱費などが、当初の予定ほどの実績ではなかったため、2年目は年度協定でそれを落としている。

債務負担は、あくまで上限額ということであるため、明らかに実績で落とせるものについては見直さなければならないし、あとはその仕様書に基づいて、落ちてくる分についても、見直し作業をする必要があるので、今回の見直しに合わせて、毎年度の協定については、そういう作業をやっていただきたいと思う。

市長

基本協定と単年度協定の締結の仕方ということで、金額の決定については、検討してほしい。

加藤副市長

単年度の協定は、前年度、前々年度の実績で実施すべきだし、当該年度で余った金額は返すようにしなければならない。

市長

他に意見が無ければ、もう1点。

利用料金制の場合、収益のうち、何パーセントが事業者の収益である、といったことは決まっているのか。

企画部長

今、利用料金制を実施しているのが、マイントピア別子の観光交流施設、あかがねミュージアム、ワクリエ新居浜、ゆらぎの森ぐらいしかない。今、市長が言ったように、一定以上儲けた場合には半々にする、といった内容は、協定を結ぶときに規定することは可能だが、指定管理者の努力によって売上を伸ばしてもら

| | |
|--|--|
| | <p>ことが目的である中で、今の4施設については、現状では収益の何%を取るということは難しい。もちろん毎年の状況を見ながら、例えば、想定以上にかなりの儲けが出ているということになれば、その都度の協議で考える必要があるのではないかと思う。</p> |
|--|--|

5 その他

| | |
|-------|--|
| 市長 | <p>その他、連絡事項は無いかな。</p> |
| 企画部長 | <p>今回、使用料・手数料の見直しを出しているが、その理由として、1つは受益者の適正な負担ということもあるが、もう1つは、やはり財政的に厳しいということがあり、今回見直しをすることとなった。</p> <p>そこで、去年も今年も企画部の重要事業に方で挙げている「企業版ふるさと納税」についてお願いがある。</p> <p>企業版ふるさと納税というのは、制度としては、市外に本社がある企業が新居浜市の総合戦略に掲げる事業に対して寄付をしていただいたときに、企業の法人税や法人市民税の9割が免除されるという制度である。例えば1,000万円以上の法人税等を納めている法人が、1,000万円を寄付した場合は、実質100万円の負担で新居浜市に対して1,000万円の寄付ができるということで、企業のメリットとしては、PRやCSR活動の一環として新居浜市の事業に貢献できるということである。</p> <p>現時点ではなかなか集まっていない状況で、対象となる事業者というのを我々だけでは掴みきれないという状況があるので、他市の事例などを見て、それぞれの部局で、市外に本社がある事業者と話す機会があれば、企業版ふるさと納税のお願いをしていただきたい。説明が必要であれば、我々が本社の方までお願いに行くので、そういった情報をいただきたい。</p> <p>現状、最低3,000万円を目標にしているが、非常に厳しい状況が続いているので、協力をお願いします。</p> |
| 加藤副市長 | <p>伊予銀行、愛媛銀行、東予信用金庫と契約して、あっせんしてもらっていると思うが、実績は無いのか。</p> |
| 企画部長 | <p>いくつかはあるが、基本的に対象となるのはそれぞれの銀行が</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>日常業務で取引のある業者になってくる。それぞれ地元の銀行なので、本当はもっと他のところからも、という思いもあるので、他にも協定できるところがあるかどうかについては、別途協議したいと思っている。</p> |
| <p>加藤副市長</p> | <p>この制度は、全国展開しているような企業ではなく、まずはオーナー企業をターゲットにした方が話が早いと思う。オーナー企業の場合、決算月がそれぞれ違うので、その点は注意しなければならないが、黒字が出ているところは、できるだけ節税したいというのが心理なので、そういったところには話がしやすいと思う。皆さんの中で、例えば同級生で事業やっている人などをご存知であれば、企画部に情報共有していただくなり、自分でそういった話をしていただくなど、努めていただきたいと思う。</p> |
| <p>市長</p> | <p>他に無ければ、最後に、大雨の状況について、今後の情報は何かあるか。</p> |
| <p>加藤副市長</p> | <p>今、災害警戒本部が立ち上がっているので、災害警戒本部の本部長として申し上げる。</p> <p>現在のところ、昼のニュースでは、線状降水帯は高知県西部にかかっているものが、今後は紀伊半島の南の方にかかっていくということで、愛媛県内については、ほぼその可能性はなくなっているということである。</p> <p>雨による浸水については、ほぼ心配ないかと思うが、累積の雨量で山が崩れる可能性もまだあるので、最も長くて今晚の24時まで警報が続く可能性はある。</p> <p>警戒本部のレベル1の招集対象の方には申し上げているが、監視を怠らないように継続していただきたい。それぞれ所管している事業や、施設を持っているセクションについては、明るい時間帯のうちであれば、状況確認が行いやすいので、できるだけ明るい間に実施してほしい。今回の大雨について、現在のところそういう状況である。</p> |
| <p>市長</p> | <p>他に無ければ、以上で令和5年度第3回庁議を終わる。</p> |